

一般・買出人用

整理番号

東京魚商業協同組合（6街区 D駐輪場等）利用申請書

6街区 D駐輪場 施設利用について、下記のとおり申し込みます。

会社名	フリガナ.....		
代表者名	フリガナ.....		
住所	〒.....		
電話番号	(電話).....		
担当者名	(名前)..... (携帯).....		
所属団体	東京魚商業協同組合		その他 なし
業種	① 買出人	《業態》・魚小売 ・スーパー（チェーン含む）・飲食店（チェーン含む）	
	② 仲卸業者	・寿司屋（チェーン含む）・大口需要者（ホテル、弁当、総菜等）	
	③ 卸売業者	・納め屋 ・加工業者 ・その他（ ）	
	④ 売買参加者	《買荷保管所（茶屋）をご利用の場合、場所をお答えください。》	
	⑥ その他（ ）	・新 特 東 西 _____部 ・蓋かけ（鉄板）	
入場目的	① 搬出(仕入れ) ② 搬入(納品) ③ その他（ ）		
利用日時	① ほぼ毎日 ② 週数回 ③ 週1回 ④ 月数回 ⑤ 年に数回		
自転車	(防犯登録番号) 例) 江東区 A xxx		
バイク (メ-カ-)	車両番号	例) ヤマハ・ホンダ・kawasaki	
入場時間	:	バイク 駐輪時間 5時間以内 3,500円 ・ 5時間超 4,500円	
退場時間	:	自転車 駐輪時間 5時間以内 2,000円 ・ 5時間超 2,800円	
必要事項にご記入の上、郵送またはFAXにて担当者まで提出をお願い致します。			

【利用規約】

- ※ 駐輪場区画、荷捌場利用等に当たり当組合の方針、指示又はご依頼（区画変更・利用時間変更含む）に従っていた
だけ無い場合には上記利用を中断、取消しさせていただく場合がありますのでご理解願います
- ※ 駐輪場区画、当組合指定場所利用等にあたり『シール等証明書』を発行します
- ※ 『シール等証明書』はバイクに貼付願います（すぐに確認できる場所にお貼り願います）
- 又、『シール等証明書』が貼付されていても、料金滞納や契約解除等のあった『シール等証明書』は無効とさせていただきます
- ※ 当組合では駐輪場区画、買荷保管所利用等にあたり事故又は買荷の紛失や盗難等の責任は負いかねます
- ※ 利用料金の滞納が3か月以上あり、当方からの連絡もつかない場合には解約となり一切の不服申し立てを受け付けません

年 月 日

印

上記内容を確認しましたのでご提出いたします